

令和7年 第2回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

○ 会議日程・付議事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○ 出席者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○ 説明のため出席を求めた者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○ 議事録作成者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○ 議案等審議結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○ 会議の顛末・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～23

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和7年1月28日（火） 午前10時

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回会議録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	議 案 第2号	川西市立学校のあり方基本方針について	
5	議 案 第3号	川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

○ 出席者

教 育 長 石田 剛

委 員 治部 陽介
(教育長職務代理者)

委 員 佐々木 歌織

委 員 倉見 昇一

委 員 金子 愛

○ 説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中西 哲
教 育 推 進 部 理 事	下内 卓夫
(教育保育・インクルーシブ推進担当)	
教 育 推 進 部 副 部 長	岩脇 茂樹
教 育 推 進 部 副 長	上西 浩之
(教育保育職員・入園所相談担当)	
教 育 総 務 課 長	田中 秀弥
教 育 政 策 課 長	富本 幸二郎
入 園 所 相 談 課 長	橋川 貴夫

○ 議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	石黒 未央
---------------	-------

○ 議案等審議結果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	議 決 結 果
議 案 第 2 号	川西市立学校のあり方基本方針について	7. 1. 28	7. 1. 28	可 決
議 案 第 3 号	川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7. 1. 28	7. 1. 28	可 決

○会議の顚末

[開会 午前10時00分]

石田教育長 ただ今より、令和7年第2回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

まず初めに、本日の出席者を報告いたします。本日は全員出席でございます。

倉見委員におかれましてはオンラインでの出席でございます。

倉見委員、入室確認をお願いいたします。

倉見委員 はい。入室しております。よろしくお願いいたします。

石田教育長 はい。映像および音声により、委員本人であること、また、相互間での映像および音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。

なお、事務局職員の出欠につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長 本日の事務局職員の出席についてご報告申し上げます。

（田中） 本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の議事日程につきましては、配布しています議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、金子委員、佐々木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

では、次に、日程第2「前回議事録の承認」ですが、事務局において調整し、第20回定例会の議事録をお手元に配布していますので、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、第20回定例会につきましてご説明申し上げます。

（田中） 第20回定例会の議事録につきましては、1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者、3 ページに説明のため出席を求めた者、4

ページに議案等審議結果、議事録につきましては5ページから20ページまででございます。会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調整させていただいております。

最後に、署名委員は、治部委員と金子委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。ただ今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。第20回定例会の議事録につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議事録につきましては承認されました。

では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。

事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (中西) それでは、12月分の教育委員の皆さまの活動について報告いたします。

佐々木委員におかれましては、加茂こども園長と職員研修の打ち合わせや東谷中学校で開催の人権研修の事前打ち合わせをオンブズパーソンの方々としていただきました。

次に、倉見委員におかれましては、横須賀市にあります国立特別支援教育総合研究所へ教育長と金子委員と事務局職員と一緒に視察に行っていました。

次に、金子委員におかれましては、川西中央保育所5歳児と桜が丘小学校の1年生との活動見学にご参加いただきました。また、川西養護学校での研究発表会や県立川西緑台高校での総合探求発表会にも行っていました。

主なものではございますが、報告させていただきます。

石田教育長	ただ今の報告について、各委員のほうから補足ならびにトピックがあればよろしくお願いします。 まず、治部委員、何かございますか。
治部委員	今回は特に大丈夫です。
石田教育長	また後でお聞きすることがあるかもしれません。 佐々木委員、どうですか。
佐々木委員	はい。こちらで今、紹介していただいた打ち合わせとか、事前打ち合わせの件はもう本体といたしますか、それぞれの研修が終わりましたがまたそれに近い報告になるかとは思いますが報告いたします。 加茂こども園のほうでは不適切保育のことを学ぶということを主眼に置いて、子どもの人権に関してこども基本法も研修してくださいということでお話してきました。 不適切保育は、ガイドライン等もありますので、そちらと、あと、こども基本法のほうをどうリンクさせるかは悩んでいたのですが、結局人権を大切にするという、子どもであっても成人と同じ人権が保障されていて、それに対する制約が、大人の場合と子どもの場合とで違うという意味なのですよということをお話してきました。 東谷中学校のほうは、中2の皆さんの人権学習に参加してきました、オンブズパーソンの方と私で、それぞれが、7クラスある中でそれぞれ1クラスずつ同じ時間帯に行きまして、私は1クラスだけだったのですが、オンブズの方々は2クラスずつ担当されました。担任の先生のやり方も全然違いますし、オンブズパーソンと私とでも、それぞれみんな専門が違う中で、バラエティーに富んだといたしますか、目的、趣旨は同じなのですけれども、人権学習についてもいろんな手法があり得るのだなということを今回発見しましたので、また次回以降にその気付きをつなげられたらいいなと考えました。 以上です。
石田教育長	ありがとうございました。 加茂こども園は今、研修非常に熱心にやられていまして、拠点に関

する研修もされていて、職員の意識も非常に高いかなというふうには思っています。

東谷中での取り組みということで、これは、今までの従前の教育委員会とかオンブズパーソンが主催してやるというよりも、東谷中のほうが主となって、そのゲストティーチャーとかそういう形で参加しているというのが、僕はものすごく大事なことで、東谷中学校のそういう取り組み評価したいと思うのですが、子供たちの活動の状況は、どんな感じでしたか。

佐々木委員 東谷中学校の子どもたち、中学2年生は、みんなが参加しているという熱意を、私は4組を持ったのですが、とても感じました。

ほかのオンブズパーソンの方がやっていて、私が授業をしてない枠、時間帯についても見に行きました。それぞれのオンブズパーソンもやっている教室全部見まして。でもやっぱり、学年通じて、全体的に参加意欲というか、子どもたちが主体的に議論に入ってくる、担任の先生が司会進行するけれども、やっぱり主役は子どもたちでというのをとても強く感じました。

クラスごとにその時出されている課題というのが全く違いましたので、話し合った内容は身近なトピックからで、大きなもの、例えば、市の施設をこうしてほしいというようなところまで、レベル、階層はたくさんだったのですが、人権の考え方から、それを実現させていく意見の伝え方、どうやってじゃあ子どもの意見を大人に伝えていくのかなということを、オンブズパーソンも、私も問いかけをしながら、子どもたちに発言してもらって聞いてという、しっかり意見交流ができたと感じております。

以上です。

石田教育長 ありがとうございます。

東谷中学校のほうは教員が主催になってやっているところなので、その目的がどこにあるのかというところだと思うのですが、担当の指導主事と話した時に、子どもの権利としての意見表明の話がやっぱり中心になっていくのだけど、私個人としては、表明をどうして民主的な手法によって実現するために取り組むのかとか、どう取りまとめて

いくのかというところが、これは権利とは本当は別なのかもしれないのですが、シチズンシップ教育につながっていくのかもしれないけど、そのところの折り合いみたいなのは、一回教育委員の中でも、それからオンブズパーソンの中でも整理する必要があると思っています。

意見交流会も、その出された意見がどれだけの代表性を持っていて、それを提案するだけじゃなくて、それを実現するために実動する部分がないと、お願いして達成したみたいな形が本当の意味の民主制と言えるのかどうかという、その辺りのところも話をしていかないといけないというふうに思っています。ありがとうございました。

治部委員どうぞ。

治部委員

佐々木委員の今のご活動に質問していいですか。

伝えるメッセージは、佐々木委員もオンブズパーソンの方も同じようなメッセージ性を児童生徒の皆さんに伝えられるのですか。あと、今、教育長もおっしゃったのと近いと思いますけれども、子どもの権利、人権を伝えるのは僕も素晴らしいと思いますが、社会的にパワーがある人が、どちらかというと権利を行使していくっていう傾向がある中で、やっぱり教職員の先生方を交えて一緒にやっていくというのが、本当の意味での人権を守るという意味につながっていくのだろうな、と思って聞いていたので、そこにどうやって向かっていくのかなというのは感心を持って聞いていました。

以上です。

石田教育長

佐々木委員、何かコメントありますか。

佐々木委員

この話をしだすとすごく長くなるのですが、私がその時感じたポイントなのですが、私の持ったクラスで出た一つの課題というのが、具体的に言うと、ボール遊びができる広い公園が欲しい、それをどうやって料理するかではないのですが、実現していくかというような課題が出たのです。

公園を造るなんて市のお話ですし、中学生が意見をぼんと出してというところの話と、人権というところの乖離を、すごく私は最初戸惑ったのです。でも結局、ほぐしていくと、ボール遊びをしたいって

う気持ち、子どもたちの気持ちはまず、それぞれ大事にしないといけないよねということを言いました。

逆に、ボール遊びをしたい人もいれば、したくない人もいるわけで、そういう人たちはそんな施設は要らないよねと。その他者の気持ちに寄り添うという気持ちを持つことも大事だよねというところから話していったので、すごく長くなったのですが、じゃあ、ボール遊びをしたい人のボール遊びをする自由って、ほかの人の何かの利益と衝突するのかなということで、公共の福祉を紹介する形にしました。

じゃあ、子どもたちが挙げてくれたのが、危ないと、公園で遊んでいてボール飛んできたら、ほかの人がけがをするだとか、道路に飛び出したら車で自分が事故に遭う、ほかの人の家に飛んでいったらほかの人の家を、財産を傷付けるというところまで意見が出て、じゃあ、ほかの人の財産権とか、体の自由とかもぶつかることがあるねと。それでも広い公園を造りたいという意見が大きくて、それを実現させようとなった時に、じゃあ、どんな施設をどうやって造るかの話になるねと。色々と意見を言ってくれて、新設で公園を造るだとか、1人の子どもが、「学校を開放したらええやん」と言って、私はそこを、「学校を開放したらいいやん」という、お金が新たに特に発生しませんよねと。ほかの方たちの意見は、フェンスを造るにしても全部お金が発生するねと。じゃあ、そこの調整も必要ですねと。その次、予算とかのレベルの話になって、次これを、じゃあ今のこのクラスで出た話をどうやって取りまとめて大人につなげていくかというのは、やっぱり大勢の利益があるところなので、きちんと責任を持った意見を出して、話す場をつくって聞いてもらってというプロセス、手続きも要るよねということを20分程度でお話したので、すごく密度の濃い話になりました。

以上です。長くなってすいません。

石田教育長

でも、具体的にそうやって話をするのと、私は、実際に行動してやっぱりやってほしいなというのがあって、来年度の中学生との意見交流もそうなのですが、自分も反省していて、例えば、ある中学校で空気清浄機が欲しいという話が出た、あるところで加湿器が欲しいという話が出たら、その時々話をするのですが、その共通する

上位目標をもし見つけるとしたら、例えばですけど、子どもたちの発想によって購入できるような予算を市が渡して、そこで空気清浄機が必要だと思うのなら一回入れてみたらいいし、加湿器が必要だったら入れてみたらいいと、そういうトライをしてみないと、これはこういう理由でこうだから駄目だよねとかいいよねというのではなくて、そういう上位目標を見つける力を付ける、そういうこともこちらが支援することが大事かなと思っています。

最近、教育委員会でよく言われるのですが、ちょっと誤解されている部分もあると思うのですが、給食のこととか教育課程のこととか風紀のこととかは、今まで事前に、こうこうこういう問題があるから無理だよねと話していたのですが、実際やってみたら、やってみて子どもたちに気付かせるっていう作業を全然しなかった。もちろん、安全や命に関わることについては十分に配慮しなければいけないけども、全然それを最初にしてしまって、こういう問題が起こったらどうするのかというところがあって、これは教員だけじゃなくて、保護者も地域的な問題もあるとは思いますが、そういうサイクルに変えていけないといけないのではないかなというふうに思っていますので、今言ったような公園の話でも、実際動き出してほしいなと、来年度の宿題でもあると思います。

佐々木委員

すいません、治部委員の最初の質問に答えてなかったです。

伝えるメッセージが共通かというところですが、私たちが行く前に教育委員会の方々が行って授業をして、それを受けて子どもたちが議論してというのを、2回目か3回目に私たちが入った形になるので、基本的にこういうことを話しましょうと、共通した思いを持って打ち合わせをしていますので、やり方はそれぞれでしたけれども、伝えるメッセージ性は共通という回答になります。

石田教育長

また一度、時間があったら見に行かせていただいて、あれが大事ななというふうに思います。

倉見委員、国立特別支援教育総合研究所の感想をお願いできますでしょうか。

倉見委員	国立特別支援教育総合研究所の訪問については、前回も少しお話し たかと思いますが、その時に石田教育長が、インクルーシブ推進課の 方々が中心になって行ったので、報告会みたいな形で、ほかの方々に も視察した内容を共有するような場や機会を持っていきたいというよ うにおっしゃっていましたので、そういうことが大事だと思います。
石田教育長	すいません、ちょっと声が途切れたので、もう一度お願いします。
倉見委員	聞こえないですか。
石田教育長	途切れ途切れになっています。 そしたら、いったん時間を置いて、先に金子委員に報告していただ きますので。すいません、倉見委員、申し訳ないです。 そしたら金子委員、どうですか。
金子委員	川西養護学校の研究発表会に行かせていただいたのです。 小学部から高等部まで見せていただいて、今できていることとか、 その少し先の学習とか作業を、先生が考えられた仕掛けの中でされる という研究発表になっていました。 授業の組み立てとかについては、大阪大谷大学の小田浩伸先生とい う方の助言を受けて、組み立てと検証をされているということだった のですけども、先生がおっしゃっていたのが、児童生徒のストロング ポイントの把握だというふうにおっしゃっていて、それは、自立活動 の課題という6区分27項目のチェックシートがあるのですが、それを 基に抽出していった整理して長期目標を設定するというやり方を取ら れているということでした。 午後からは先生の講演もありまして、肢体不自由校としての展望、 発信力を育てるための個別最適な学びというテーマでお話されていま した。 そこでも、児童生徒のストロングポイントの把握が大切だとおっし やっていたのですが、さらに、生徒を把握するためには教師、自分自 身のストロングポイントを知ることが大切だよというふうにも、 参加された先生方におっしゃっていました。

先生自身が自分自身のストロングポイントを知るということは、先生に余裕とか時間とかある程度ないと無理かなと、難しいなと思っていたので、先生たちをサポートするお手伝いが、委員会としてできることはないのかなと考えたりしながら聞いていました。

川西緑台高校の探求発表なのですが、総合的な探求の時間として、SDGsの課題研究の発表というテーマで、幾つかテーマを抜き出して、事前に各テーマ内で発表会を行って代表を決めておられたのです。

当日は、その代表グループによる発表でした。見せ方とか伝え方は、やっぱり見る者を意識して分かりやすい内容になっていたと思います。

私がいいなと思ったのは、発表もそうなのですが、その後の質疑応答がすごく具体的で、よく、どのテーマにも質問が複数個挙がっていました。

ただ、小学校、中学校、高校の共通のテーマなのかなと思ったのは、質問された後なのですが、質問を受け取って、その後さらに、質問をちゃんと受け取って応答するというのがなかなか難しいものがある場面も見受けられたので、質問されるということに慣れるのは大事だと思いました。

以上です。

石田教育長 ちょっと川西養護学校の話も出て、インクルーシブの話も出たので、倉見委員、すいません、今聞こえますかでしょうか。

先ほどの国立特別支援教育総合研究所の話をお願いします。

倉見委員 聞こえますでしょうか。

石田教育長 はい。聞こえています。

倉見委員 すいません。国立特別支援教育総合研究所の視察の件は、インクルーシブ推進課の方も、何人か行かれたと思いますので、教育委員会の定例会でも協議会でもいいと思いますが、少し時間を取って、何か情報を共有する機会を持つのがいいのかなって思うように思ったりもします。

それと、国の動向なのですが、先月末に、いよいよ学習指導要領の

改訂の議論がスタートしたということで、ニュースにもなりましたからご存じかとは思いますが、大きく何点かある論点の中で、一つは、情報活用能力の育成ということが、生成A Iやデジタル技術の進展に伴って、大きなポイントかなと思います。

もう一つは、先ほど石田教育長がおっしゃっていたこととも関係するのですが、子どもたちが自ら自分たちの学びをデザインするっていうのでしょうか、そういった教育課程の方向で考えていくようですので、学校が何かお決まりの型にはまったものを子どもに提供するというよりは、子どもたちがそれぞれ自分で学びをデザインするという環境を学校は整えるといったような方向で議論が進んでいくと思いますので、それは先ほど、子どもたちに予算を預けて、一体に何に使ったらいいのかっていうようなことを、子どもたち自身が考えるみたいなこととも全部つながっている話だと思います。

川西市はもう全体的に、研究指定校とかの活動も見ますとそういう方向に向かっているようですし、情報活用能力の育成にも力を入れていますので、このままの方向で進んでいっていいのかなというように思っています。

以上です。

石田教育長

はい。途中音声申し訳なかったです。ありがとうございます。

金子委員と倉見委員とで、まず一つは、インクルーシブの川西養護学校とかの話が出ました。

僕も特総研に行かせてもらってほんとに勉強になったという話を先月したのですが、日本はインクルーシブ教育というよりも、インクルーシブ型教育という言い方をして、日本独自の教育のシステムでやっているのだと。

それが国際的に見てどうなのだという問題はあるのだけど、全く一緒というわけじゃなくて、違う場面もつくって自立活動とかすると。僕はその是非について、なかなか難しいと思っていますけど、一つはやっぱり、川西養護学校の今後の在り方として、子どもたちが自立のためにそれぞれ活動しているということ自体は、それぞれ専門性を持った環境、専門性を持った教員がやるというのはすごく大事なんだけど、その活動が、普通、通常級の子どもたち、児童生徒に見る機会や

知る機会、それから、共に学ぶ機会をつくるというような発想の特別支援をつくっていかないといけないし、川西はそれができるのではないかなというふうには思っていますので、やはり、インクルーシブ型教育の今後の在り方というのは、川西養護学校の今後の在り方と密接に関係しているのかなというふうに強く思っておるのが一点です。

それから、緑台高校の探求の話と、先ほどの倉見委員の「デザインする」という話、これも令和8年度には、35時間から70時間、そういう時間をつくってくれるということで、この間も川西養護学校で指導主事が、劇を中心とした指導をしていましたが、キーワードは、先ほどの深堀の話、質問に耐えられるって話したのですが、学んだことで次の疑問が浮かぶようにならないと駄目な気がします。

いつも、学んだことでストップしてしまうのです。何か疑問も持たずに。学んだことで次の疑問が生まれるような学びを起こしていかないと、なかなか探求とか学びをデザインすることができない。ところが、今の私たちの学びは、次の疑問が出てこないということが非常に多いので、今度、緑台小学校が月末にありますけれど、次の学び、自分が調べたことで、次の新たな学びがどう思われているのかということに焦点を当てて考えていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

私のほうは今コメントさせていただいたように、また各学校、非常に工夫して取り組んで活性化してきたと思います。

特に幼児教育保育も含めて、職員のボトムアップの学びが非常に充実してきたと思っていますので、それを大切にしたいと思います。また各教育委員、それぞれの立場で情報とか視察とか行っていただけたらと思います。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

次に、日程第4、議案第2号「川西市立学校のあり方基本方針の策定について」であります。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長
(富本)

それでは、議案第2号「川西市立学校のあり方基本方針の策定について」ご説明いたします。

議案書は3ページをご覧ください。本案は、川西市立学校のあり方

基本方針を策定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものであります。

本基本方針につきましては、子どもたちの学びを保障し、質の高い教育の実現に向けて進めていくために、本議案をお諮りしているところであります。

本件につきましては、前回の1月9日に開催いただきました、教育委員会臨時会で可決いただいた意見提出手続き結果等を、1月22日に開催されました議員協議会にて、市議会に報告、協議をし、お手元に資料としてお配りしております基本方針を最終案として作成しております。

なお、前回1月9日の教育委員会臨時会で可決いただきました基本方針から変更はございません。

本議案でお諮りする内容をもちまして、川西市立学校のあり方基本方針を策定し、本基本方針の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、この基本方針を決定するとともに、継続して学年が単学級となっている清和台小学校と清和台南小学校の地域について、まず、保護者や地域の皆さまに説明会など、現状や今後の進め方について情報共有の場を持つよう、年度内をめどに調整を進めてまいりたいと考えております。

議案第2号の説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石田教育長 この議案第2号については、従前からずっと取り組みを進んでいろいろ検討していただいて、先ほどありましたように、議員の方々のご意見も頂きながら最終的に確定するものなのですけども、何か質問等、ご意見等ありますでしょうか。

そしたら金子委員、お願いします。

金子委員 今回の地域説明会はどんな内容でされる予定でしょうか。

教育政策課長
(富本) 地域説明会につきましては、まずは、清和台小学校、清和台南小学校の現状をご報告すること、それから、今後、どういうふうな形で検

討を進めていくかということをご説明して、地域の方々のご意見を伺う場というふうに考えております。

また、今後の進め方につきましても、地域の方の意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

石田教育長 あくまでも最初の説明会としては、現状と今後の進め方に重点を置いたもの、それについてのご意見も頂くという形でよろしいですね。倉見委員、よろしいですか。

ほか、ございますか。

治部委員。

治部委員 地域との話し合いの進め方について質問させてください。

今後、どのように地域との話し合いを進めていくご予定か、共有いただけるとうれしいです。

同時に、地域との対話過程、ご報告いただけるとうれしく思います。お願いします。

教育政策課長 今後、地域の皆さまとの話し合いの進め方でございますけれども、
(富本) まずは、先ほど申しあげた情報共有の場である説明会を開催させていただいて、その後、例えばですけども、学校運営協議会を中心にして、懇話会のような意見交換をできる、そういう場を設けるなどして、そこを中心にご意見を頂いていきたいというふうに考えています。

また、その懇話会といいますか、意見交換会をしながら、随時、児童生徒や保護者の皆さま、それから、地域の方に対してアンケートを採るとか、また別で意見交換をする場を設けるなどして、できるだけ地域の皆さまの声というのを聞きながら実施をしていきたいというふうに考えております。

また、教育委員の皆さまには、都度、要所要所また随時こまめにご報告しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

石田教育長 よろしいですか。治部委員。

治部委員

追加でコメントです。質問というよりかコメントです。

学校運営協議会という文言がありますけれども、学校運営協議会の一つ疑問点というか、課題として聞くこととしては、どこまで学校運営協議会が地域の意見を反映しているのかという、そういう課題は時々耳にするのです。なので、学校運営協議会のメンバーが言っていることが本当に地域の意見なのかどうか。その辺りは今後、日本全国の学校運営協議会の課題だと思うので、今回の案件に限らずですが、気になるところだなと思っています。以上です。

石田教育長

ご意見という言い方でお収めさせていただきたいと思います。

ほかございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

私も質問ではなく意見なのですが、今までのお話をお聞きして、学校はその役割、公用という観点から見たら、もうこれは間違いなく、一義的には学びの場というところになると考えています。なので、そこに学ぶ子どもたちの存在を第一に考えるべきだと私は考えています。

一方で、学校が公共の建物ということにも違いありませんので、そういう観点から見た場合には、地域に根差した、学校が重要な公共施設であると捉えることもできます。この意味では、子どもたちや保護者のほかにも、当然、地域の方々のご意見に接する機会を持つことは重要なのかなと考えています。

なぜなら、この件の決定権限が、法的には教育委員会や市にあるわけなのですが、教育委員会がそういった決定を行うにあたって、地域の方々からさまざまなご意見を聞く機会を持つ、そのことで施策を進めていく上での民主的プロセスというものが担保されることになると考えられるからです。

言い換えますと、全ての個別の意見を教育委員会が行う決定に反映させることは、そもそも仕組み上不可能ですので、頂いた意見を施策に反映させる可能性はあります。

その可能性があるために意見をお聞きする機会を持つということが、今回のこの決定に至るまでの民主的プロセスを尊重するという、そういう重要な仕組みという意味で、ちょっと法的な用語になりますが、

制度を保障する。そういった制度的保障のようなものになるのかなと
考えました。以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

教育委員会の中でやっぱり共有しとかなないといけないのは、意見を
聞くということの意味合いです。

やはりいろんな方々の思いや意見を聞くという場は大切だと思うの
ですが、難しいのは、例えば、代表性です。その意見がどれだけの代
表性を持って言われているのかということが大事です。

先ほども佐々木委員が言われたように、全員の意見を反映したよう
な施策をするということはそもそも難しいので、やっぱりその代
表性がどう担保されているのか。それからもう一点、代表性があっても、
多数決で安易に決めるものでもないと思うのです。先ほども言いまし
たように、意見を聞くというのは、その意見に耳を傾けて、施策に反
映できることについて、十分検討していき、それが、うちで言う意見
を聞くということになるということは共通理解しておくべきです。

だから、最終的な意見を聞いて、やはり決裁、決定、色々ことを含
んだ施策を考えていくのが教育委員会で、市長部局と意見を交換しな
がら決めていくのが教育委員会としての責任で、決めるべきところは
決めると、そういうところのニュアンスをこれからも共有していきたい
ということをお願いします。ありがとうございます。

倉見委員、何かありますか。

倉見委員

いよいよ具体的に地域に入っていくということなのですが、保護者
に対しては、先ほどアンケートといったようなお話も出ましたけれど
も、この件に関する最も重要なステークホルダーといたしますか、関係
者ですので、地域の人たちと一緒に場で意見を聞くというののもあって
もいいかもしれませんが、保護者だけで、保護者から直接意見を聞く
という場を設けたらいいかなというように思います。

その理由は、先ほど言ったように、最も重要な関係者だということ
と、それから、地域の中で一緒に話を聞くと、小学校に子どもさんを
通わせている保護者の方は、地域の中ではどちらかというと若い方が
多いので、なかなか先輩や、もっと自分より年上の方々がいる中で発

言するというのは難しい場合もありますので、保護者だけの場を設けて意見を聞くといったようなことがあってもいいのかなっていうように思ったりもします。以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

重要なヒントを頂いたと思います。

前回の時には、保護者や、それから地域が同じ場で話をするのももちろん、それもあっていいのですが、保護者として一番の思いを特筆して聞く機会が必要だと思います。

ただ、その対象をどうするかということには、事務局とまた相談をしていかなければと思っています。就学前の方もおられますので、そういうことも含めながら、実際に児童を持つ、またはこれから児童になる保護者の意見を、アンケート以外の場で聞くような場面も設定するという重要な意見だと思います。

また事務局へ、その辺りの検討をしていただけたらと思います。

ほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第2号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号につきましては可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長
(橋川)

それでは、議案第3号「川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書4ページをお開き願います。

本案は、川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由ですが、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の制定に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

この国の法律が制定されたことに伴いまして、栄養士法が改正されており、令和7年4月1日から、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能となっております。

これを受けまして、川西市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例において、家庭的保育事業等に配置する調理員のうち、少なくとも1名は栄養士、または調理師とするよう努めなければならないとしている規定について、栄養士免許を有しない管理栄養士も対象に含めるよう改正するものでございます。

改正する条例内容につきましては、議案書6ページの新旧対照表をご覧ください。

第7条第3項中、栄養士の次に管理栄養士を加えることとして改正することで考えております。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

この案件は、協議会でも説明はしていただいているのですが、改めて文言の確認をしてもいいですか。

栄養士と管理栄養士の違いを説明していただけますか。

入園所相談課長
(橋川)

恐れ入ります。

栄養士と管理栄養士という免許の違いがございまして。

栄養士につきましては、主な業務内容が、健康の方を対象に栄養指導するというのが主な業務内容になってございまして、管理栄養士は、それよりも上位にある資格、免許となっております、より栄養士の

業務に加えて、高度な知識を有して幅広い栄養指導等の業務に従事することができる、そのような違いがございます。

石田教育長

ありがとうございます。もう一点確認させて下さい。

これも協議会で確認したのですが、この提案に基づく法律が、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律であるのですが、これとの関連ってというのは、概略でいいのでご説明いただけますか。

入園所相談課長
(橋川)

今回、法律として制定されたものでございますけれども、こちらの法律の趣旨が、地方公共団体等からの提案を国のほうが受け止めまして、地方公共団体に対する義務付けを緩和するなどの措置を講ずるための関係法律を一括して改正する、そのような法律になってございます。

その中で栄養士法の改正というのが含まれておりますので、今回の提案に至っているものでございます。

石田教育長

説明ありがとうございました。

ほかに何か質問、意見ありますか。

治部委員。

治部委員

今の自主性の話に関連してですが、地域の事業者、家庭的保育の事業者が自立的に運営してくって意味で言うと、管理栄養士がここに含まれると、より運営が自立、例えば、人材不足を補うという観点とかで言うと楽になるのでしょうか。

入園所相談課長
(橋川)

今回の改正の趣旨は、どちらかといいますと、管理栄養士を、試験を受けられる方の要件の緩和ということが趣旨となつてございます。

それに伴いまして、本市の条例を改正するところにつきましては、これまでも栄養士免許を持っていた方の中に管理栄養士というのが含まれていたケースもあったかとございますけれども、その部分を、国の改正に合わせて対象から外れてしまうこととなりますので、含めてあげないといけないということで追加させてもらったところです。

ただ、本市の条例につきましては、あくまでも努力義務ということにしておりますので、必ずしも管理栄養士が配置されていないと認可要件に合致しないということにはなってございませんので、どちらかといいますと、配置をしていただければありがたいかなと、そのような規定になっているところでございます。

石田教育長

よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第3号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第3号につきましては可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の教育委員会は2月13日木曜日午後2時から市役所4階庁議室において開催を予定しています。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和7年第2回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

[閉会 午前10時47分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和7年2月13日

署名委員 金子 愛

佐々木 歌織